

これから **パパ** **ママ** になる職員の皆さんへ

～鎌倉市男性職員向け育児休業・休暇制度のご案内～

ご存じでしたか？
鎌倉市では次のような育児休業・休暇制度があります。



お子さんが生まれた後の **育児休業等制度** の一例

制度	取得単位	給与等	取得期間
育児休業	全日休業	支給なし※ <small>※共済組合員には原則その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されません。</small>	3歳まで
育児時間	30分単位 勤務 30分単位	支給あり	3歳まで



取得のタイミングと期間例 ～妻と交互に育児休業取得例～

1 妻の職場復帰をサポート

できるだけ早く復帰したい

妻を応援したい

妻が4か月の育児休業取得後、夫が2か月の育児休業取得

2 出産直後と妻の職場復帰をサポート

妻が産後休暇中に夫が3週間の育児休業取得

妻が1年の育児休業取得後、夫が2か月の育児休業取得

保育園に子どもを迎えに行きたい！

育児時間

妻の出産に立ち会いたい！

出産補助休暇

子どもが熱を出した！

看護休暇

次ページの育児休業 休暇制度が使えるかも！

育児休業制度

お子さんが	休業制度	取得単位	給与等	内容等	取得期間
生まれた後	育児休業	1日	支給なし ※共済組合員には その子が1歳に 達する日まで育 児休業手当金が 支給されます	3歳未満の子を養育する 職員が一定期間休業で きます	誕生した翌日から3歳の誕生日 の前日まで ※育児休業を始めよ うとする1月までに 申請を行います
	部分休業	1日の勤務時間 の始め又は終 わりにおいて 30分単位 ※「育児時間」 と併せて1日 2時間以内と なります	勤務時間に応じた 額を支給	小学校就業の始期に達 するまでの子を養育す る職員が1日の勤務時間 のうち部分的に休業で きます	満6歳に達する 日以後の最初の 3月31日まで

育児休暇制度

お子さんが	休暇制度	取得単位	給与等	内容等	取得期間
生まれる前 生まれた後	看護休暇	1日 又は 半日	7日間までは 支給	<ul style="list-style-type: none"> 妻の看護 (つわりがひどい) 子の看護 (熱を出した、 ケガをした等) 	1 暦年につき 60日以内 ※別途申請書の提出 が必要
生まれるとき	出産補助休暇	1日 又は 1時間	支給	<ul style="list-style-type: none"> 妻の出産に係る入退院 や出産の付添い 出産に係る入院中の世 話をする場合 出生の届出等 	2日 妻が出産のため 入院した日から 出産日後2週間 の期間内
生まれた後	育児参加休暇	1日 又は 1時間	支給	<ul style="list-style-type: none"> 妻が出産する場合に、 その出産に係る子 又は小学校就学前の 子の世話をする場合 (授乳、付添い、保育園 への送迎) 	5日 妻が出産する場 合、出産予定日 から6週間前 の日(多胎妊娠は 14週前)から該 当出産日以後8 週間以内
	育児時間	1日2回 それぞれ30 分、又は1日1 回1時間	支給	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の送迎 (妻が育児に専念してい る場合は取得できませ ん) 	子の3歳の誕生 日の前日まで

職員課より

鎌倉市では、男性職員の育児休業の取得を推進し「イクメン」を応援します。
各制度の詳しい内容・申請の方法などの相談を随時受け付けています。

内線 2232・2234

